

8 奨学金制度

◆奨学金の種類

奨学金には、日本学生支援機構と、その他地方公共団体や公益法人・営利法人等が行うものがあります。

奨学金には、貸与(返還義務のあるもの)と給付(返還義務のないもの)があり、多くの奨学金は貸与奨学金です。貸与奨学金は、卒業後、返還義務が生じますので、注意してください。

◆日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構では、成績(学業)の優れた学生で、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金の給付、貸与を行っています。

種類

・給付奨学金

授業料免除と併せて給付される、返還義務のない奨学金です。ただし、学業成績の不振等がある場合は、返還を求められる場合もあります(留学生・大学院生除く)。

・第一種奨学金

返還義務のある無利子の奨学金です。給付奨学金と併給する場合は、月額に制限が設けられます。

・第二種奨学金

返還義務のある有利子の奨学金です。給付、第一種奨学金との併給も可能です。

募集

毎年4月～5月、9月～10月に日本学生支援機構の奨学金を募集しています。募集があった場合は学内メール(Gメール)、本学ホームページにて掲示しますので確認してください。

応募手続

希望者は学生カウンターで必要書類を受け取り、記入漏れや提出書類に不備がないことを確認の上、所定の期日までに提出してください。さらに、インターネットでの入力手続を行ってください。

その後、大学から日本学生支援機構に奨学生の推薦を行うこととなりますが、推薦にあたっては、出願者の人物、学力等について審査します。

採用の決定

採用の決定は、日本学生支援機構が行いますが、採用の有無は大学を通じて本人あてに通知します。

予約採用候補者

高等学校在学中に給付奨学金(入学料免除、授業料免除含む)、第一種奨学金または第二種奨学金の予約を行い、採用候補者決定通知を受けている場合は、直ちに「採用候補者決定通知」を大学へ提出してください。なお、奨学金の種類によって、提出書類が異なりますので、説明会等で確認してください。提出した採用候補者に対し「ユーザーID」、「パスワード」を配布するので、「進学届」をインターネットにより入力してください。これにより候補者は、奨学生として本採用されます。

奨学金継続手続

奨学生として採用された学生は、毎年12～1月に必ずインターネットにより継続手続をしてください。入力に必要な書類等の配布時期、配布方法、手続き期限は大学ホームページ、学内メール(Gメール)により連絡します。

手続きを怠ると奨学金の給付、貸与が打ち切られますので注意してください。

適格認定

・給付奨学生(授業料免除含む)の場合

毎年2回、給付奨学生として適格性を有しているか否か等を審査する適格認定を行います。適格認定は、学業、経済状況の2つの要素に基づき行います。

審査の結果は毎年4月下旬、9月下旬頃に周知します。適格認定の基準は、廃止、停止、警告、支援区分の変更、継続等があります。基準によって授業料免除の有無および金額、給付奨学金の有無および月額が決定します。

・第一種奨学生、第二種奨学生の場合

毎年1回、貸与奨学生として適格性を有しているか否か等を審査する適格認定を行います。適格認定は、人物、学業、経済状況の3つの要素に基づき行います。審査の結果は毎年4月下旬頃に周知します。適格認定の基準は以下の4つです。

基準	
廃止	奨学生としての資格を失います。
停止	一時的に奨学金の振込は停止されますが、停止事由が解除された場合は復活が可能です。
警告	奨学金の振込は継続されますが、引続き、学業成績が向上しない場合は、廃止または停止の認定になります。
継続	奨学金の振込は継続されます。大学および日本学生支援機構からの連絡はありません。

休学・留学・退学時の手続き

速やかに学生カウンターに申し出てください。

◆その他の奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金以外に、地方公共団体、公益法人、営利法人などが行う奨学金制度があります。

これらの団体から募集依頼があったときは、その都度、大学ホームページに掲示するので注意してください。

なお、奨学金の募集については、必ずしも大学に依頼があるとは限らないので、希望者は奨学金制度の有無およびその内容について実施主体へ直接問い合わせてください。

また、看護師を目指す学生を対象とした奨学金制度を設けている病院も増加してきています。

◆奨学金面接における欠席への配慮

奨学金の面接を受けるにあたり授業を欠席する場合、大学より授業担当教員にお知らせします。この制度を利用したい学生は、各キャンパスの学生カウンターまたは大学ホームページから「奨学金の採用面接等における授業の欠席連絡報告書」を取得し、必要事項を記入の上、申請してください。

なお、この申請は公欠ではありません。成績評価にあたっての配慮を行うかについては各授業担当教員の判断となります。